

第234回埼玉県都市計画審議会

平成30年2月8日午前10時00分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第234回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課の平賀と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。現在18名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

まず、会議に先立ちまして本日の資料を御確認させていただきたいと思います。事前にお送りした資料が配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書、別添、参考資料でございます。加えて、本日机の上にお配りしておりますのが次第、座席表でございます。資料は以上となっておりますが、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本会議は原則公開でございますので、資料の別添となります意見書写しの個人情報に関する部分につきましては黒塗りをいたしております。

それでは、これより先は審議会条例第5条第1項の規定により久保田会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

○議長（久保田） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。今回もいつもどおり皆様の御協力をいただきまして、慎重かつ効率的に審議を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

それではまず、会議録の署名委員を私のほうから指名させていただきます。

本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして、私のほうから指名をさせていただくこととなっております。本日は、村山委員さんと、それから神尾委員さんをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づきまして原則公開となっております。私としては、本日は非公開にすべきと思う案件はございませんが、公開ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） ありがとうございます。それでは、本日の審議会は全て公開とさせていただきます。

す。

傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい、いらっしゃいます。

○議長（久保田） それでは、入場を許可したいと思います。

〔傍聴者入場〕

○議長（久保田） 議事に入ります前に、傍聴の皆様には傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りしました傍聴要領をよくお読みいただき、遵守していただくようお願い申し上げます。万一要領に反することがあった場合には、退場をいただくということになりますので、御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより第234回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第5195号「上尾都市計画区域区分の変更について」など、都市計画法に係る8議案、建築基準法及び土地区画整理法の規定に従い本審議会に付議する4議案、合計12議案について御審議をお願いするものでございます。

それではまず、都市計画法に基づく審議といたしまして、議第5195号「上尾都市計画区域区分の変更について」を議題に供します。

幹事からの議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の吉岡でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、これ以降の説明を着席にてさせていただきます。

まず、区域区分に関する御審議は、今年度初めてとなりますので、初めに区域区分制度について簡単に御説明申し上げます。前方のスクリーンを御覧ください。

初めに、都市計画の体系でございます。埼玉県では、都市計画を進める上での基本指針として、まちづくりの目標などを示したまちづくり埼玉プランがございます。このプランを踏まえ、県内40の都市計画区域それぞれに法に基づく整備、開発及び保全の方針を定めております。そして、個々の都市計画はこの方針に則して定めることとなります。本日御審議いただく区域区分は、広域的見地から県が定める都市計画でございます。

続いて、区域区分制度の概要でございます。区域区分とは、いわゆる線引きともいわれるものでございまして、計画的に市街化を図るべき市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域との区分を定めるものでございます。そして、これは都市計画の根幹をなす制度といわれているものでございます。

埼玉県では、県内の40の都市計画区域のうちオレンジ色で着色した34の都市計画区域において区域区分を定めております。昭和45年に当初の区域区分を行った後、人口の見通しや社会経済情勢の変化などを踏まえ、計画的に区域区分の見直しを行ってきているところでございます。

それでは、議第5195号「上尾都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。議案書は5

ページから11ページでございます。前方のスクリーンをあわせて御覧ください。上尾都市計画区域は、上尾市、伊奈町の全域からなり、都心からおおむね40kmに位置しております。今回の議案は、上尾都市計画区域のうち上尾市上尾道路沿道中新井・堤崎地区について市街化区域へ編入する案件でございます。

上尾道路沿道中新井・堤崎地区は、J R高崎線上尾駅から南に約3 km、首都圏中央連絡自動車道の桶川北本インターチェンジから南東へ約8 kmに位置し、国道17号バイパス、これに面する約6 haの地区でございます。本地区は、交通の利便性が高く、産業の立地に適した区域でございます。

地区の現況でございます。本地区は、画面の左上になりますが、黄色で示しました既定の市街化区域に隣接しており、現在は主に農地として利用されております。このたび個人施行の土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

こちらは土地利用計画でございます。本地区は、交通の利便性の高さを生かし、工業系の土地利用を図る計画でございます。土地区画整理事業により道路等の都市基盤を整備いたします。なお、雨水対策としては、地下式の貯留施設を設置して対応する予定としております。

次に、区域区分の計画書でございます。下半分の備考欄でございますように、今回の地区面積約6 haを市街化区域に編入することに伴い、市街化区域の面積が約3,090haから3,096haとなるものでございます。

以上、本案につきまして都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画区域を構成する上尾市、伊奈町に対して意見を照会したところ、いずれも賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見などがありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5195号の議案につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） ありがとうございます。それでは、御異議ないものといたしまして、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5196号「草加都市計画区域区分の変更について」を議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5196号「草加都市計画区域区分の変更」につきまして御説明を申し上げます。

議案書は13ページから19ページでございます。前方のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。草加都市計画区域は、草加市、八潮市、三郷市の全域からなり、都心からおおむね20kmに位置しております。本議案は、草加都市計画区域のうち草加市草加柿木地区について市街化区域へ編入する案件でございます。

草加柿木地区は、越谷レイクタウン駅の南、そして東京外環自動車道三郷西インターチェンジから北西へ約4kmに位置しており、国道4号東埼玉道路に面する約22.1haの地区でございます。本地区は、交通の利便性が高く、産業の立地に適した区域でございます。

地区の状況でございます。本地区は、北側が黄色で示した越谷市の市街化区域に隣接しており、現在は主に農地として利用されております。このたび埼玉県企業局による計画的な開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

土地利用計画でございます。本地区は、交通の利便性の高さを生かし、工業系の土地利用を図る計画としております。また、埼玉県企業局により道路、調整池などの都市基盤を整備する予定としております。

次に、区域区分の計画書でございます。備考欄でございますように、今回の地区面積約22.1haを市街化区域に編入することに伴い、市街化区域面積が約5,272haから5,294haとなるものでございます。

以上、本案につきまして2週間案を縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画区域を構成する草加市、八潮市、三郷市並びに隣接いたします越谷市に対して意見を照会しましたところ、いずれも賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） ただいまの説明に関しまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。お願いします。

○山本委員 御説明ありがとうございます。私、越谷選出なものですから、ちょっと質問させていただきます。

この計画自体は私も賛成しているわけですが、越谷のレイクタウンにお住まいの方たちからの御意見として、この進捗状況とか計画の今後の予定ですとか、そういった説明をしてほしいという御要望をいただいておりますが、そういった近隣の住民に対する説明についてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（久保田） お願いします。

○幹事（都市計画課長）本地区は越谷市に隣接しておりまして、そちらは住宅系の土地利用がされています。まず越谷市に対する説明の状況でございますが、平成29年6月に今回の地区に隣接する方々を対象に説明会を行ったところでございます。このときの対象者は、居住者270世帯を対象といたしまして、参加された方は10名で説明をしております。それから、翌月、29年の7月になります

が、越谷レイクタウン全域5,870世帯と、レイクタウンの東側の地区75世帯、この地域を対象に都市計画の説明会を開催したところでございます。参加者は66名で、道路の影響ですとか、どんな企業が来るかとか、そういった質疑があつて、説明会自体は特に問題なく終わったところでございます。

今後の話でございますが、この手続が順調に進んだ場合、2月の中旬になると思ひますが、草加市の条例で開発の事前説明というものが必要になってまいります。また、工事の着手前には工事の説明会を行うという予定で考えております。

以上です。

○議長（久保田） ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5196号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） ありがとうございます。それでは、御異議ないものとしまして、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5197号「新座都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事からの御説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5197号「新座都市計画道路の変更について」御説明いたします。

議案書は21ページから29ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。新座都市計画区域は、新座市の全域からなり、都心からおおむね25kmに位置しております。今回変更いたします3・4・10号放射7号線は、西東京市境から東久留米市境に至る延長約990m、代表幅員18mの都市計画道路でございます。今回の変更箇所は、県道の飯田橋石神井新座線との交差点の周辺及び県道の前沢保谷線との交差点でございます。

まず初めに、飯田橋石神井新座線との交差点の周辺における一部区域の変更について御説明いたします。斜めに走っているのが放射7号線でございますが、この路線の事業化に先立ちまして、測量及び予備設計を行いましたところ、こちらの交差点につきましては高低差がある地形であることが判明いたしました。また、本路線及び新座市が行うひばりヶ丘・片山線の整備によって緑で表示している県道に既にある2カ所の交差点に加え、合計4カ所の交差点が近接することが課題として明らかになったことから、円滑な交通を確保するため、現在決定されている都市計画道路の区域内でお示ししているようなイメージの立体交差の形で整備することとしたところでございます。

そこで、この形状で整備を行った場合の周辺の宅地のいわゆる接道状況を調査し、いずれの道路にも面さないこととなる宅地の接道を確保するため、本線に沿って一部副道を設けて対応することとし、赤色で着色した箇所を副道用地として区域に追加するという内容でございます。

次に、もう1カ所の前沢保谷線との交差点でございます。こちらの交差点につきましては、安全かつ円滑に交通処理ができるよう、お示ししておりますような交差形状とし、赤色の隅切り部を区域に追加するというものでございます。

以上、本案につきまして2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、新座市に対して意見を照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） ただいまの御説明につきまして御質問、御意見のある方はお願いいたします。特にごございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5197号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 御異議ないということで、本案は原案のとおりと決定させていただきます。

続きまして、議第5198号「坂戸都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5198号「坂戸都市計画道路の変更について」御説明いたします。

議案書の31ページから39ページでございます。あわせて、前方のスクリーンを御覧ください。坂戸都市計画区域は、坂戸市及び鶴ヶ島市の全域からなり、都心からおおむね45kmに位置しております。

今回変更いたします3・3・1号新熊谷入間線は、日高市境から東松山市境に至る延長約7,970m、代表幅員22.25mの都市計画道路で、一般国道407号と重複しております。今回の変更箇所は、図面左下の一般国道407号鶴ヶ島日高バイパスとして整備を進めている区間のうち市決定の都市計画道路との交差点でございます。

当該交差点は、立体交差として都市計画決定されておりますが、事業実施に当たり最新の交通量推計結果に基づき構造の適正さについて検証を行った結果、交通処理や周辺の道路網に支障がないということから、平面交差に変更することとしたものでございます。このことに伴いまして、側道の設置が不要となることから、一部区域を削除するものでございます。あわせて、車線の数を4と定めます。

以上、本案につきまして2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、坂戸市及び鶴ヶ島市に対して意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5198号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5199号「鴻巣都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5199号「鴻巣都市計画道路の変更について」御説明申し上げます。

議案書の41ページから49ページでございます。あわせて、前方のスクリーンを御覧ください。鴻巣都市計画区域は、鴻巣市の全域からなり、都心からおおむね50kmに位置しております。今回変更いたします3・4・12号榛名通線は、行田市境を起点とし、3・5・18号富士見通線に接続する延長約1,630m、代表幅員18mの都市計画道路で、県道の行田東松山線と重複しております。

鴻巣市では、北新宿第二土地区画整理事業の事業計画の変更を予定しております。このことに伴い、当該区画整理事業地内に計画されている富士見通線の必要性等について検証、見直しを行ったところ、榛名通線との交差点より西側の区間を廃止することとしております。今回の変更箇所は、交差点部分でございます。

変更内容について拡大して御説明いたします。富士見通線の一部区間の廃止により、交差点が十字の形式から丁字の形式へ変更となることから、榛名通線の一部隅切り部分を削除するものでございます。黄色でお示ししているところが削除する部分でございます。

以上、本案につきまして2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、鴻巣市に対して意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5199号の議案について採決いたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、御異議ないものとして本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

す。

続きまして、議第5200号「行田都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5200号「行田都市計画道路の変更について」御説明いたします。

議案書は51ページから65ページでございます。あわせて、前方のスクリーンを御覧ください。行田都市計画区域は、行田市の全域からなり、都心からおおむね60kmに位置しております。今回変更いたします路線は、3・3・2号国道125号行田バイパス、3・4・7号行田北口通荒木線、3・5・11号行田駅通古墳群線及び3・5・14号常盤通佐間線でございます。

これら4路線は、県が平成25年6月に策定した都市計画道路の検証・見直し指針に基づき行いました一斉見直しに関する変更で、上位計画との整合の確認ですとか交通量推計などを踏まえ、見直しをしているところでございます。

変更内容につきまして順次御説明いたします。初めに、3・4・7号行田北口通荒木線でございます。本路線は、行田市皿尾を起点とし、羽生市境に至る延長約5,170m、代表幅員16mの都市計画道路であり、一部区間が県道佐野行田線と重複しております。今回の変更箇所は、県道と重複していない起点側及び終点側の区間でございます。

まず、起点側でございますが、区画整理構想の廃止など、オレンジ色で示しております区域につきまして、土地利用構想が変更され、今後新たな交通需要の増加が見込まれなくなったということから、黄色でお示ししている区間を廃止することとしたものでございます。

また、終点側につきましては、既存の県道を活用することとし、黄色でお示ししている区間を廃止することとしたものでございます。

このことにより、延長を約1,880mに、幅員を12mへ変更するとともに、名称を3・5・7号長野荒木線に変更いたします。またあわせて、車線の数を2と定めます。

次に、3・4・14号常盤通佐間線でございます。本路線は、国道125号行田バイパスを起点とし、県道の行田東松山線までに至る延長約3,400m、幅員12mの都市計画道路でございます。変更箇所は、先ほど御説明いたしました行田北口通荒木線との交差点でございます。

行田北口通荒木線の廃止により、常盤通佐間線の右折帯及び隅切りが不要となることから、黄色でお示ししている区域を削除するものでございます。あわせて、車線の数を2と定めるものでございます。

次に、3・3・2号国道125号行田バイパスでございます。本路線は、熊谷市境を起点とし、羽生市境に至る延長約7,500m、幅員23.5mの都市計画道路でございます。変更箇所は、行田市決定の昭和通線との交差点でございます。

昭和通線につきましては、一斉見直しにおきまして周辺の県道が代替路線としての機能を果たす

ということから、行田市において起点側の一部区間を廃止することといたしました。これに伴いまして、接続する本路線について隅切りを削除するものでございます。黄色でお示ししておりますのが削除する区域でございます。またあわせて、車線の本数を4と定めるものでございます。

最後に、3・5・11号行田駅通古墳群線のこちらは名称変更でございます。本路線は、秩父鉄道行田市駅を起点とし、行田市埼玉に至る延長約2,880m、幅員12mの都市計画道路でございます。名称を現状の駅名である行田市駅と整合を図るよう変更するというものでございます。あわせて、車線の本数を2と定めるものでございます。

以上、御説明いたしました4路線の変更につきまして2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、行田市に対して意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5200号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 御異議ないものとして、本案は原案のとおりと決定させていただきます。

続きまして、議第5201号「深谷都市計画道路の変更について」を議題に供しますが、次第を御覧いただきますと、本日最後の議案である議第5206号「寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について」は関連する箇所がある議案でございますので、円滑な審議のため、あわせて議題に供したいと思っております。

まず、幹事のほうから議案の説明をその後の質疑もあわせて行いまして、採決は議案ごとに行うということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ではまず、幹事からの説明をよろしく願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5201号「深谷都市計画道路の変更について」御説明いたします。

議案書の67ページから75ページでございます。あわせて、前方のスクリーンを御覧ください。深谷都市計画区域は、深谷市の一部区域からなり、都心からおおむね70kmに位置しております。今回変更いたします3・3・24号新甲府熊谷線は、熊谷市境を起点とし、関越自動車道花園インターチェンジへと至る延長約7,400m、代表幅員23.5mの都市計画道路であり、国道140号バイパスと重複しております。今回変更いたしますのは、深谷市が取り組んでいる花園インターチェンジ拠点地区の整備に関する箇所でございます。

深谷市では、深谷市総合振興計画において広域的な賑わいを創出するための交流・連携拠点として花園インターチェンジ拠点地区を位置づけております。市では、現在約28haの区域を対象に大型商業施設の誘致や農業や観光に資する施設の設置による計画的な土地利用を進めるため、秩父鉄道の新駅の設置のほか、駅と国道140号バイパスを結ぶ都市計画道路2路線や用途地域、土地区画整理事業などの都市計画決定に向けた手続を進めているところでございます。今回の議案の対象箇所は、市が決定する都市計画道路ふかや花園駅永田線との交差点でございます。

本地区につきましては、市において交通量解析や交通管理者との協議を行ってきたところでございます。その結果、関越自動車道を利用した広域からの集客が見込まれ、特に国道140号バイパスへの車両の集中が予想されることから、バイパス本線の渋滞を防ぐため、当該交差点に新たに左折車線を設置することとしたものでございます。濃い赤色でお示ししているとおり、本路線の一部区域を拡幅しようとするものでございます。

以上、本案につきまして2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、深谷市に対して意見を照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。

なお、市決定の関連する都市計画につきましては、現在市の都市計画審議会などを経て手続を進めているところでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課の川辺でございます。議第5206号「寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業の事業計画に係る意見書」につきまして御説明申し上げます。着座にて御説明させていただきます。

議案は、議案書の109ページから115ページでございます。ほかに別添として意見書の写しが、参考資料として意見書の要旨及び見解がございます。それでは、前のスクリーンとあわせて御説明させていただきます。

深谷市が施行する寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業の事業計画を定めるに当たり、本計画を平成29年11月6日から20日まで2週間公衆の縦覧に供しましたところ、施行区域の地権者2名の方から知事宛てに1通の意見書の提出がございました。地権者の方々は全部で102名おります。このため、本議案は土地区画整合法第55条第3項の規定により、事業計画に係る意見につきまして採択すべきか、採択すべきではないか御審議をいただくものでございます。御審議の結果、採択すべきであると議決された場合、知事は深谷市に対し必要な修正を加えることを求めます。採択すべきでないと議決された場合、知事はその旨を意見書の提出者に通知いたします。

それでは、本事業の内容につきまして御説明させていただきます。意見書の対象となる「ふかや花園駅土地区画整理事業」は、旧花園町の秩父鉄道に新たに開設される「ふかや花園駅」の北側、一般国道140号バイパスに面した約27.7haの地区でございます。本地区は、深谷市都市計画マスタープランにおいて「他の拠点、近隣都市とのまちづくり資源及び住民との交流・連携を図り、広域的

な賑わいを創出するための拠点として花園インターチェンジ周辺」と位置づけられております。土地地区画整理事業の施行範囲には、新駅開業に合わせて都市計画道路として整備される予定のふかや花園駅北通線、ふかや花園駅永田線が含まれております。また、先ほど御説明いたしました新甲府熊谷線の変更に関わる区域も含まれてございます。土地地区画整理事業では、これらの都市計画道路を整備するとともに、公園、調整池等の公共施設を整備いたします。施行期間は平成34年度まで、事業費は28億5,700万円を予定してございます。

それでは、御審議の対象となる意見の内容につきまして御説明いたします。御審議の対象となる事業計画に係る意見は、施行地区に関することや設計の概要に関することなどでございます。御審議の対象とならない意見は、既に都市計画で定められた施設に関すること、施行地区外に関することなどでございます。

続きまして、提出された意見書の内容につきまして御説明申し上げます。意見書は、お手元の別添にございます。その要旨を参考資料の「意見書及び見解」にまとめてございますので御覧ください。提出された意見のうち御審議いただく事業計画に係る意見は、要旨1、要旨2でございます。要旨1は「本事業計画を白紙撤回した上で、既に沿道サービス型商業施設が集積している一般国道140号バイパス沿道地区の機能拡充により交流・連携拠点の目的を達すべき」との内容でございます。これに対する見解でございますが、本地区は深谷市の総合振興計画や都市計画マスタープランに「交流・連携拠点」として位置づけられております。一般国道140号沿道地区は、飲食店やスーパーマーケットなど、主に地域住民の生活に根差した店舗が立地しており、拠点形成のためのまとまった土地の確保ができないことから、「交流・連携拠点」の目的を達することができない状況となっております。

なお、市が決定する都市計画道路や土地地区画整理事業の計画等に対しまして深谷市長宛てに同様の意見書が提出され、深谷市都市計画審議会でも審議されましたが、都市計画道路や土地地区画整理の施行区域等の変更はございませんでした。

要旨2は「事業計画（案）から私たちが所有する農地を除外してほしい。また、所有する農地を除外して同等の機能を有する土地地区画整理事業を実施する可能性について技術的な検討や説明がない」との内容でございます。これに対する見解でございますが、本事業は多くの集客が見込まれる施設の立地を想定しており、新たに発生、集中する自動車交通を円滑に処理するため、都市計画道路を含め一体的に整備することといたしました。都市計画道路の位置は、警察等関係機関と協議し、最も適切と考えられる現計画の位置となりました。スクリーンを御覧いただきますと、赤丸で囲んだ付近に意見書を提出された方の農地がございまして、一部が都市計画道路の区域にあることから、当該地区を含めた区域で道路整備とあわせて事業を行うものであり、意見書にある農地を除くことは困難と考えております。

事業計画に係わらない意見としては、参考資料の要旨3から9にございます。これらは、意見要

旨1、2の理由を述べているものでございます。こういったことから、事業計画に係わらない意見として整理させていただきました。まとめますと、要旨3の都市計画マスタープランに交流・連携拠点の位置が明示されていない、要旨4の優良農地であるため農業活性化拠点として活用すべき、要旨5の一般国道140号バイパス沿道地区を花園インターチェンジ周辺地区とすべき、要旨6の今後先祖から受け継いだ優良農地で農業を継続したい、要旨7、要旨8の地区選定の検証や市民への説明がない、要旨9の農林部との事前調整や公告縦覧の手続が欠如しているでございます。要旨3から要旨8は「交流・連携拠点は140号バイパス沿道地区に整備すべき」とした理由でございます。要旨1、2の見解どおり、交流・連携拠点の位置は上位計画に定められてございます。また、土地区画整理事業の計画の作成に当たっては、地元の方々への説明などを行っているところでございます。要旨9は、国や県の農林部局との手続や協議が完了していないとするものでございます。これにつきましては、農林調整や必要な手続について現在並行して適切に進められております。並行して進めることにつきましては、農林部局と合意しているところでございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保田） それでは、議第5201号及び議第5206号の説明に関しまして御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

お願いします。

○柳下委員 意見書についてですけれども、この意見書の中で2の方が反対をしているという意見です。この方は私どもの調査では、140号ができるときにも協力してきたということで、本当に自分の農地を守って農業を発展させたいという意思をしっかりと持っていらっしゃる方です。実際に計画の第2案という形で、深谷市の審議会の中ではこの土地を除いて計画を作ったらというのがあったけれども非常にお金もかかるということで、その土地を外すとさらに事業費がかかるということを市が言っていたというのですけれども、その辺りのところは検討したのかどうなのか。市とのやり取りとか、分かっていたら聞かせていただきたいと思えます。

2点目として、開発する場合は、区画整理事業と開発があると思うのですが、今回は区画整理事業の手法に変更したわけですね。その理由について御説明をお願いしたいと思います。

何度も何度も、市としても反対をしておられるので話し合ってきていると思いますが、今後も引き続き話し合いを続けていくべきだと考えます。私は、やはり2人でも計画に反対している中では区画整理事業を進めていくことには賛成できないという立場です。

以上、お願いします。

○議長（久保田） それでは、お願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） まず、区画整理事業につきまして、この方の土地を除いてできるかどうかの検討についてでございます。この方の土地につきましては、やはり区画整理事業にとって、どういう位置づけになるかということもいろいろ検討してみました。先ほど申し上げましたが、この

丸の付近にこの方は土地をお持ちです。そうしますと、この都市計画道路が、どうしてもこの方の土地にかかってしまいます。この都市計画道路の位置が変更できないかというところもいろいろ交通管理者の警察と協議しましたが、ちょうどこの部分に現在の現道がございまして、交差点もございまして。そういったことから、ここの部分に持ってくるのが最も適切な都市計画道路の位置ではないかということになりまして、この方の土地を外すことは非常に難しい状況でございます。

続きまして、区画整理か開発かという中で、やはり深谷市のほうもいろいろ検討してきたとは聞いておりますが、区画整理事業で実施しますと、都市計画道路もあわせて一体的な整備ができることから、都市計画道路の整備にあわせた区画整理事業ということで市施行の区画整理事業になったと聞いているところでございます。

また、大変営農意欲の強い方でございまして、深谷市の方にもどうしても外せないだろうかという話は行っております。事業に対する御理解をいただきますとか、または営農できるような別の代替の土地がないか、そういうお話し合はずっと続けられてきたと伺っているところでございます。しかしながら、やはり御理解がいただけないというのが現状でございます。

今後につきましても区画整理事業で実施することになりましても、やはり御理解いただく努力、またはほかの代替地の努力、また区画整理事業でございまして、この土地の中で換地といって場所は動きますけれども、土地を持っていただくということもできますので、換地の計画の中で御配慮することができないかとか、そういったことも含めまして、今後も引き続き御理解いただく努力を進めていくと深谷市からは聞いておりますし、県といたしましても丁寧な説明、また御理解をいただく努力をするように御助言させていただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保田） よろしいでしょうか。どうぞ。

○柳下委員 私は所沢市ですけれども、入間インターチェンジのそばで、そこにアウトレットモールができて、その後はものすごい渋滞です。車で15分位で行けるところをひどいときには1時間もかかるような、そういう問題等もあります。こういうインターチェンジのそばの優良の農地をどんどん開発していく、そして周辺はものすごく渋滞という、このようなやり方がどうなのかということも含めて、農振除外とか農転については、この地域はできるのかどうなのかという、その辺はどうなのでしょう。

○幹事（都市計画課長） 都市計画の手續と農振除外の手續の関係でございますので、私のほうから説明させていただきます。今回のその地区の土地利用に関しましては、いわゆる用途地域の指定といった都市計画の流れと、現在農振地域でございますので、農振地域の除外の手續が必要になってまいります。これにつきましては、それぞれ関連もございまして、お互いに情報交換しながら進めているところでございます。現在、都市計画と農振除外の関連について事前調整は済んでおります。最終的には都市計画決定と農振除外の告示を同時に行い全て土地利用のスタートがそこから切

れるというようなことでございます。それぞれ法律は別々でございますので、事業の性格などを踏まえて法定手続を進めていくための事前の調整を行っているところでございます。最後の告示まで行って初めて決まったということになりますので、現在はその調整を積極的に進めているということでございます。

○議長（久保田） よろしいですか。どうぞ。

○柳下委員 最後になりますけれども、この方は開発自体には反対はしていないけれども、自分の土地は除いてほしいというふうに言うておられるので、私はこの意見書については採択すべきと考えております。意見です。

以上です。

○議長（久保田） ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○神尾委員 御説明ありがとうございました。地元の委員としてちょっと言うておかなければいけないというふうに思っていますが、この意見書を出された方、まだこの関係で同意はされていないんですね。同意書にサインはされていないと思うのですが、この都計審でこのまま進捗されますと、同意ないまま除外、転用がされていくのか、その1点。

それと、先ほども説明がございましたが、私の考えですと、区画整理事業の都市計画、それから事業計画を定める場合には、国や県、先ほど事前調整を農林部との関係、調整されているということなのですが、普通は農振除外に係る知事の同意を先に得てですね、公告縦覧を完了しておくのが適切だというふうに自分は思っていますが、今回は都計審のほうが先でありますよね。この手続フローを見させていただきますと、事前協議をしているから、その辺のところについては大丈夫だとの見解でよろしいのでしょうか。

この2点よろしくをお願いします。

○議長（久保田） お願いします。

○幹事（都市計画課長） それでは、農振除外の話でございましたが、都市計画サイドからの説明で申し訳ございませんが、都市計画の手続と農振除外の手続が並行して、最後は同時に決定していくという話になります。同意がないまま農振除外するかという話は、農振法の手続の中の話でございまして、案の縦覧を行って、その地権者の方の意見を聞き、それに対する市の対応などを確認して進めていくということでございます。その確認の状況ですとか市の対応の状況などを踏まえて決めていくということで、できる、できないということではなく、そういった調整を経て決まっていくということで御理解いただきたいと思っております。

それから、2点目のスケジュールの話で、先ほど柳下委員からも少し質問がございましたが、パワーポイントを使って御説明させていただきます。繰り返しになりますけれども、今回のその各地

の土地利用に関しましては、主に都市計画法の手續と農振法のいわゆる農振地域の除外の手續、これが必要となっているところでございます。手續に関しまして、法令上定めがございますのは、最後のそれぞれの告示、都市計画の告示及び農振地域の除外の告示、これを合わせるということが要件となってございます。その過程の手續につきましては、それぞれの法律に基づきまして事業の性格などを踏まえて進めてきているということで、現在あくまでもその最終の告示日を合わせるということで進めております。その点については特に違法性があるということではなく、それぞれ国にも確認をしているところでございます。

また、今回の手續に当たり、意見書でも少し触れられておりましたが、事前調整につきましては平成29年3月30日に完了しております。

なお、農振法に基づく変更につきまして縦覧というお話がございましたが、今後速やかに進めていくという予定ですので、特に違法性はなく進めておりますということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（久保田） ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、先ほど申し上げましたように、採決は議案ごとに行います。

まず、議第5201号でございますけれども、反対のご意見もございましたので、今回は挙手をもって採決とさせていただきます。

それでは、議第5201号ですが、これにつきまして原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

○議長（久保田） ありがとうございます。挙手多数でございますので、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5206号の議案についての採決でございます。

初めに、採決の方法について御説明いたします。今回審議する意見は、参考資料に取りまとめられたとおりでございます。まず、全体を通して採択すべき意見があるかどうかを委員の皆様にお尋ねいたします。採択すべき意見があるという方が半数に満たなかった場合には、個別の意見についてのお尋ねはしないで、本案については全て採択すべきでないとさせていただきます。採択すべき意見があるという方が半数を超えた場合には、個別の意見についてそれぞれお尋ねし、採択すべきかどうかを1つずつ採決するというようにさせていただきます。こういうことでよろしいでしょうか。

それではまず、お尋ねいたします。議第5206号の意見書につきまして、採択すべき意見書の意見があると思われる方は挙手をお願いいたします。

〔挙手少数〕

○議長（久保田） 少数でございますので、本案につきましては採択すべきでないとさせていただきます。

以上で議第5201号及び議第5206号の審議を終了させていただきます。

続きまして、議第5202号「和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更について」を議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5202号「和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更について」を御説明いたします。

議案書は77ページから85ページ、あわせて前方のスクリーンを御覧ください。議案名でお示しました10の都市計画下水道は、和光市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川越市、川島町、狭山市、入間市、所沢市及び吉見町の10市3町からなり、県の中央部、都心からおおむね20kmから50kmに位置しております。都市計画下水道として定める内容は、整備する下水管渠を定めるというものでございます。また、本都市計画下水道は、複数の市町にまたがっている流域下水道に関係するということから、県で定めるものでございます。今回の変更は、埼玉県荒川右岸流域下水道総合地震対策計画に位置づけられている川島南中継ポンプ場下流圧送区間に下水管渠を追加し、いわゆる二条化するものでございます。これは、大規模地震時における流下能力を確実に確保するためのもので、関係する土地の区域は川越市及び川島町の区域でございます。

今回の二条化により追加する幹線管渠は、赤でお示した新河岸川北幹線で内径500mm、延長約1,090mの管渠でございます。この地点は、川越市と川島町の行政界に位置しておりまして、西から東に向かって越辺川、小畔川、入間川が流れ、これらの河川を渡るため国道254号に落合橋がかけられております。既に決定されております幹線管渠は、この落合橋の本体にいわゆる添架され川を渡っておりますが、二条化により追加される幹線管渠につきましては、川の下を横断する計画となっております。

以上、本案につきまして都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、関係する都市計画区域の10市3町に対して意見を照会しましたところ、いずれの市町からも賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5202号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、本案につきましては原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、建築基準法に基づいて御審議いただく案件でございます。

まず、議第5203号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」を議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の白石でございます。よろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。

議第5203号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」説明いたします。議案書は87ページから91ページでございます。あわせて、前方のスクリーンを御覧ください。

初めに、制度の概要について御説明いたします。都市計画区域内のうち用途地域の指定のない区域の建築物に係る数値については、建築基準法の規定により特定行政庁が都市計画審議会の議を経て定めるものとなっております。ここで都市計画区域内のうち用途地域の指定のない区域とは、市街化調整区域などがございます。建築物に係る数値とは、容積率や建蔽率などがございます。

なお、特定行政庁とは建築行政の指導権限を持つ地方公共団体の長のことで、埼玉県では埼玉県知事とさいたま市など、12市の各市長が該当いたします。今回対象となる区域は三芳町のため、埼玉県知事が特定行政庁として指定権者であることから、本審議会に付議させていただきました。

次に、変更する区域の位置について御説明いたします。変更する区域の位置は、赤く縁取った富士見都市計画区域内にございます。三芳町は、県の南部に位置しており、都心からおおむね25kmの距離にあります。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。変更区域は、所沢市との行政境で、三芳町道幹線1号線に沿った赤色で囲まれた2カ所の区域でございます。現在この区域は、平地林の中に工場や倉庫などが多数立地している状況でございます。これら既存の工場や倉庫などの高度利用を可能にし、企業がここから移転しないようにするため、三芳町は都市計画マスタープランの土地利用方針の見直しを行いました。

そこで、用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値につきまして、土地利用の状況やこのマスタープランの土地利用方針を踏まえまして変更するものでございます。具体的には、画面の表のとおり、これらの区域の容積率を100%から200%に変更することなどにより高度利用を可能とするものでございます。

本件につきまして、三芳町が関係権利者へ説明会を開催いたしました。意見等はありませんでした。また、三芳町に意見を照会いたしましたところ、支障なしとの回答をいただいております。

以上で議第5203号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」を説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5203号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、御異議ないものとして本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5204号「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 次に、議第5204号「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、議案書は93ページから99ページになります。あわせて、前方のスクリーンを御覧ください。

初めに、産業廃棄物処理施設の設置に関する基準法の取り扱いについて御説明をさせていただきます。都市計画区域内において一定規模以上の廃棄物の処理施設等の用途に供する建築物は、建築基準法第51条の規定により都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ建築はできません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、建築が可能となります。今回の議案は三芳町にあるため、埼玉県知事が特定行政庁として許可権者となることから、本審議会に付議させていただきました。敷地の位置でございますが、富士見都市計画区域内の三芳町に位置しております。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面中央の赤く塗った場所でございます。関越自動車道三芳スマートインターチェンジから約2km、所沢インターチェンジから約5.5kmに位置しております。市街化調整区域内にあり、用途地域は無指定でございます。所在地は、三芳町大字上富字緑1588番地1ほか35筆でございます。なお、敷地は所沢市に接しております。

次に、車両の経路でございますが、東京狭山線から所沢市道3-241号線などの経路により搬出入いたします。なお、全ての道路の幅員は6m以上確保されております。

今回の計画の概要について御説明いたします。本計画地では、平成2年及び平成18年に産業廃棄物処理施設として許可を受けております。今回の計画は、老朽化した既存の廃プラスチック類、木くず等の破碎施設1基を撤去し、処理能力が高い施設を新設するものでございます。撤去する破碎施設の処理能力は許可の対象外でありましたが、新設する破碎施設の処理能力は1日当たり5tを超えることから許可が必要となります。なお、本計画における建築物の新築や増改築はございませ

ん。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は2万5,015.74㎡でございます。黄色く塗った部分が破碎施設となっており、破碎施設⑤と記載されている部分が今回新設する破碎施設でございます。この施設は、建物の解体で発生する廃プラスチック類、木くず等を破碎し、セメントなどの原料とするためセメント工場へ搬出したり、原料にならないものについては最終処分場へ搬出するものでございます。また、青く塗った部分は既存の建築物でございます。車両の入り口は、画面上側で、三芳町道上富17号線に接続しております。車両の出口は、画面下側で、三芳町道上富15号線に接続しております。車両の待機スペースは、敷地から所沢市道を挟んで右側の敷地外に確保しております。また、敷地の中央部においても確保しております。

以上が「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」の概要です。県といたしましては、この敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。また、当該施設の敷地の位置について、三芳町へ意見照会したところ、都市計画上支障がない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田） ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。特にございませんですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5204号の議案について採決をいたします。

本案につきましては都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

続きまして、議第5205号「川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 次に、議第5205号「川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、議案書は101ページから107ページになります。あわせて、前方のスクリーンを御覧ください。

産業廃棄物処理施設の設置に関する建築基準法の取り扱いについては、先ほど御説明したとおりでございます。今回の議案は日高市にあるため、埼玉県知事が特定行政庁として許可権者となることから、本審議会に付議させていただきました。

敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、赤く縁取った川越都市計画区域内にござ

います。日高市は、県の南西部に位置しており、都心からおおむね45kmの距離にあります。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面中央の赤く塗った場所で、日高市の中央部に位置しております。JR高麗川駅から北東に約1kmの地点にあり、用途地域は工業専用地域でございます。所在地は、日高市大字原宿字一本杉710ほか129筆、724—1ほか1筆の一部でございます。

次に、車両の経路でございますが、県道飯能寄居線から市道幹線57号線などを通して搬入を行います。なお、全ての道路の幅員が6m以上確保されております。

今回の計画の概要について御説明いたします。本計画地では、主にセメントの製造を行っております。また、平成14年に廃棄物の焼却施設として建築基準法第51条の許可を受けております。今回の計画は、計画地内に産業廃棄物処理施設を新設するものでございます。新設する施設は、廃プラスチック類の破碎施設が1基でございます。なお、本計画における建築物の新築や増改築はございません。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は22万8,931.31㎡でございます。敷地の中央の赤く塗った部分に今回の破碎施設を新設いたします。この施設は、産業廃棄物処理業者から搬入される廃プラスチック類等を破碎するものでございます。破碎後にこの工場においてセメントの原料等として使用いたします。また、青く塗った部分が主な既存建築物でございます。車両の出入り口は、画面左上で、市道B260号線に接続しております。車両の待機スペースは、敷地内の中央部に確保しております。

以上が「川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」の概要です。県といたしましては、この敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。また、当該施設の敷地の位置について、日高市へ意見照会したところ、都市計画上支障がない旨の回答を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田） ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5202号の議案につきまして採決をいたします。

本案につきましては都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。ありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事は終了でございます。御協力ありがとうございました。

それでは、傍聴の方々につきましては、事務局の指示に従って退席をよろしくお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（久保田） それでは、ここで議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しいたします。

○事務局 久保田会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には熱心な御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、ここで今年度最後の都市計画審議会となりますので、埼玉県都市整備部、野川部長より御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 都市整備部長の野川でございます。今年度最後の都市計画審議会でございますので、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には熱心な御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。今年度につきましては、当審議会を3回開催させていただきました。本日の案件を含め合計18件の議案を審議いただきました。また、特に今年度は、まちづくり埼玉プランの見直しの基本方向につきましても御提言をいただいたところでございます。改めて感謝を申し上げます。改めて感謝を申し上げます。

おかげさまで県内各地域におきまして都市計画行政、順調に推移しております。県といたしましては、引き続き時代の要請に応じた都市計画行政を適切に推進してまいり所存でございます。委員の皆様方には今後とも御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局 それでは、これもちまして第234回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

皆様お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時18分 閉 会